

(仮称) 四日市市学校給食センター整備運営事業  
事業契約書 (案) 新旧対照表

条番号	変更前	変更後
第 19 条 第 1 項 (修正)	<p>事業者は、以下の(1)及び(2)の契約保証金を市に納付する。事業者は、本件施設の施設整備業務期間中の契約保証金として(1)の金額を本契約の効力の発生する日の翌日までに納付し、維持管理・運営期間中の契約保証金として(2)の金額を本件施設引渡日までに納付する。</p> <p>(1) 別紙4-1記載のサービス対価A1、サービス対価A2の元本額に相当する金額に消費税及び地方消費税の額を加えた金額の100分の10以上</p> <p>(2) 別紙4-1記載の維持管理・運営初年度のサービス対価B（固定料金）及びサービス対価B（変動料金）の合計の1年間分に相当する金額に消費税及び地方消費税の額を加えた金額の100分の10以上</p>	<p>事業者は、以下の(1)、<u>(2)</u>及び<u>(3)</u>の契約保証金を市に納付する。事業者は、本件施設の施設整備業務期間中の契約保証金として(1)の金額を、<u>開業準備期間中の契約保証金として(2)の金額を</u>本契約の効力の発生する日の翌日までに納付し、維持管理・運営業務期間中の契約保証金として<u>(3)の金額を維持管理・運營業務開始日の前日</u>までに納付する。</p> <p>(1) 別紙4-1記載のサービス対価A1 <u>(開業準備業務費相当額を除く)</u>、サービス対価A2の元本額に相当する金額に消費税及び地方消費税の額を加えた金額の100分の10以上</p> <p><u>(2) 別紙4-1記載のサービス対価A1のうち開業準備業務費相当額に消費税及び地方消費税の額を加えた金額の100分の10以上</u></p> <p><u>(3) 別紙4-1記載の維持管理・運営初年度のサービス対価B（固定料金）及びサービス対価B（変動料金）の合計の1年間分に相当する金額に消費税及び地方消費税の額を加えた金額の100分の10以上</u></p>
第 2 項 (修正)	<p>前項の規定による契約保証金の納付は、四日市市契約施行規則（昭和39年規則第12号）第4条に規定する担保の提供をもって代えることができる。</p>	<p><u>前項のほか、契約保証金の納付は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証の提供をもって代えることができる。この場合における担保の価値は、その保証する金額とする。</u></p>
第 3 項 (修正)	<p>第1項の規定による契約保証金の納付は、四日市市契約施行規則（昭和39年規則第12号）第3条第1項各号のいずれかに該当する場合は、これを免除する。</p>	<p><u>前2項の定めにかかわらず、市は次に掲げる場合において契約保証金の全部又は一部を免除することができる。</u></p> <p><u>(1) 事業者が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。</u></p> <p><u>(2) 事業者が保険会社との間に事業者を被保険者とする履行保証</u></p>

条番号	変更前	変更後
		<p><u>保険契約を自ら締結し又は構成員をして締結させ、当該履行保証保険契約の締結と同時に当該契約に基づく保険金請求権に対し、違約金支払債務その他の本契約に基づく市の事業者に対する一切の金銭債務を被担保債務とする第一順位の質権を市のために設定した上で、その保険証券及び保険会社の質権設定承諾書を提出したとき。</u></p> <p><u>(3) 事業者から委託を受けた保険会社と市が工事履行保証契約を締結したとき。</u></p>
<p>第 83 条 第 1 項 (修正)</p>	<p>開業準備期間に第79条及び第80条により本契約の全部又は一部が解除された場合、事業者は、別紙4-1「サービス対価の基本的な考え方」のサービス対価Bと当該額に係る消費税及び地方消費税の額の合計額の100分の10に相当する金額を違約金として、市の指定する期間内に市に対して支払わなければならない。当該違約金は、損害賠償額の予定を定めたものではなく、市は、増加費用及び損害が市に発生した場合において当該増加費用及び損害の額が同項の違約金の額を超えるときは、その超過額について事業者に損害賠償を請求することができる。</p>	<p>開業準備期間に第79条及び第80条により本契約の全部又は一部が解除された場合、事業者は、別紙4-1「サービス対価の基本的な考え方」のサービス対価Aのうち、<u>開業準備業務費相当額に当該額に係る消費税及び地方消費税を加えた額</u>の100分の10に相当する金額を違約金として、市の指定する期間内に市に対して支払わなければならない。当該違約金は、損害賠償額の予定を定めたものではなく、市は、増加費用及び損害が市に発生した場合において当該増加費用及び損害の額が同項の違約金の額を超えるときは、その超過額について事業者に損害賠償を請求することができる。</p>
<p>第 96 条 第 2 項 2 号 (修正)</p>	<p>開業準備期間及び維持管理・運営期間中に不可抗力が生じた場合には、事業者が生じた本件事業の実施にかかる合理的な増加費用額及び損害額が、当該不可抗力が発生した事業年度中の累計で、当該不可抗力が発生した事業年度の前年度のサービス対価B(固定料金)及びサービス対価B(変動料金)の合計(開業準備期間に解除された場合はサービス対価B、維持管理・運営初年度に解除された場合は維持管理・運営初年度のサービス対価Bの合計)の100分の1に至るまでは事業者が負担し、これを超える額については市が負担する。前号ただし書は本号に同じく適用し、控除後の金額について、当該不可抗力が発生した事業年度の前年度のサービス対価B(固定料金)及びサービス対価B(変動料金)の合計(開業準備期間に解除された場合はサービス対価B、維持管理・運営初年度</p>	<p>開業準備期間及び維持管理・運営期間中に不可抗力が生じた場合には、事業者が生じた本件事業の実施にかかる合理的な増加費用額及び損害額が、当該不可抗力が発生した事業年度中の累計で、当該不可抗力が発生した事業年度の前年度のサービス対価B(固定料金)及びサービス対価B(変動料金)の合計(開業準備期間及び維持管理・運営初年度に当該不可抗力が発生した場合は、別紙4-2で定められた初年度のサービス対価Bの合計)の100分の1に至るまでは事業者が負担し、これを超える額については市が負担する。前号ただし書は本号に同じく適用し、控除後の金額について、当該不可抗力が発生した事業年度の前年度のサービス対価B(固定料金)及びサービス対価B(変動料金)の合計(開業準備期間及び維持管理・運営初年度に当該不可抗力が発生した場合は、別紙4-2で</p>

条番号	変更前	変更後
	に解除された場合は維持管理・運営初年度のサービス対価Bの合計)の100分の1に至るまでは事業者が負担し、これを超える額については市が負担する。	<u>定められた初年度のサービス対価Bの合計</u> )の100分の1に至るまでは事業者が負担し、これを超える額については市が負担する。
別紙 4-1 5. (3) 指標①、② (修正)	四日市市の消費者物価指数(電気代、ガス代、上下水道料)	<u>総務省公表の消費者物価指数(津市)</u> (電気代、ガス代、上下水道料)
別紙 6 2. (エ)	維持管理・運営開始日から維持管理・運営終了日までとする。	<u>本件施設の引渡日の翌日から</u> 維持管理・運営終了日までとする。